

**令和8年度
フレイル高齢者向け新サービス創出に係る実証実験業務企画提案仕様書**

1 業務名

令和8年度フレイル高齢者向け新サービス創出に係る実証実験業務

2 業務の目的

本県においては、今後のさらなる高齢化の進展を見据え、医療・介護の専門職が重度者向けのサービスに集中できる環境の整備が急務となっており、要支援者やフレイル（虚弱）状態にある軽度者に対しては、民間企業やNPO等の多様な主体と専門職が連携し、高齢者がなじみの地域で暮らし続けられる環境（柔軟な生活支援や介護予防サービスの創出）を目指すことが必要である。

本事業は、多様な主体が連携したフレイル高齢者向けの新サービスの創出及び社会実装を支援するため、その実現可能性や効果等を検証するとともに、実証実験を通して地域全体を巻き込んだ持続可能な仕組みづくりを促進することを目的とする。

具体的には、限定的な環境下での検証モデルを試行し、現場の課題、事業の効率性、有効性、妥当性を早期に洗い出すことで、次年度以降の市町村事業への接続、又は企業等による自立的な社会実装に向けた最適な仕様要件や事業モデルの構築に資する基礎資料を得るものとする。

3 業務の期間

契約締結日から令和9年3月25日までとする。

4 業務の内容

実証フィールドとなる市町村の介護保険担当課等と定期的な調整の場を設けた上で、以下の業務を実施する。

なお、(1)～(3)の業務については、県が委託する「高齢者フレンドリー社会をつなげるプラットフォーム運営事業」又は「多様な主体が連携・協働した多様な取組のコーディネート等事業」の受託事業者の助言の下、取り組むものとする。

(1) 実証実験の実施・運営

ア 実施・運営

県との協議を経て決定したサービス内容の実証実験を計画的かつ安全に実施・運営する。なお、実証実験を実施する際は、外観から実証実験中であることが認識できるようにすること。

イ モニター参加者の選定・確保

モニター参加者の選定・確保にあたっては、必要に応じて関係市町村と連携し、参加者に対して効果測定等や実施報告があることを予め丁寧に説明したうえで、書面による同意を得ること。

ウ 安全管理措置

実証実験における安全管理措置を講じ、万が一の事故に備えて適切な保険に加入すること。また、実証実験中に事故やトラブル等が発生した場合は、受託者は直ちに適切な救護等の措置を講じるとともに、速やかに県に報告し、その指示に従うこと。

(2) 効果測定及び結果の検証

サービス提供による高齢者の状態変化、取組の有効性などあらかじめ設定した成果指標（県が設定する指標を含む）に基づき、客観的なデータを用いて測定・検証する。なお、取得した個人情報の取扱いについては、関係法令及び県の指示に従い、厳重に管理すること。

(3) 市町村事業への接続、又は企業等による自立的な社会実装に向けた最適な仕様要件や事業モデルの構築に資する基礎資料及び課題の整理

(4) 県が実施する P F S 導入可能性調査事業への協力（データの提供やヒアリングへの対応等）

5 業務スケジュール

業務実施期間（契約日から令和 9 年 3 月 25 日）のうち、実証実験の実施期間は、令和 9 年 2 月 28 日までとすること。

なお、受託者は成果品の速やかな提出に向け、実証実験の実施期間中であっても、測定されたデータ等に基づき順次効果検証及び報告書の作成を進めるものとする。

6 業務の実施体制

業務を適切かつ迅速に執行できる組織体制として、次のとおり人員を配置の上、業務を行うこと。

- (1) 業務に従事する担当者の割り当てや統制など、十分な執行体制をとること。
- (2) 業務を的確に実施できる専門的知識や遂行能力を有し、過去に類似の業務経験がある担当者を配置すること。
- (3) 業務に従事する担当者に変更が生じないようにすること。やむを得ない理由により変更する必要がある場合は、同等以上の能力を有している者を配置すること。
- (4) 業務を総括する責任者を 1 名配置し、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑かつ安全な実施のため定期的に委託者と連絡調整を行うこと。
- (5) 共同企業体の各構成員は、本業務の遂行に関し、連帯して責任を負うものとする。

7 業務実施の手順

- (1) 受託者は、業務実施に先立ち、事業実施計画、実施体制計画及び業務スケジュール等を契約後速やかに作成し、県の承認を得て業務を実施すること。
- (2) 業務の実施に当たっては、進捗状況等を県に定期的に報告するほか、必要に応じて委託者との打ち合わせを行うこと。
- (3) 仕様書に定めのない事項については、その都度、県の指示を受けて適切に処理すること。
- (4) 受託者は、県が業務の進捗状況を把握するため資料等を要求した場合は、速やかに対応すること。

8 業務の再委託等

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。また、以下の業務の履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

- ① 契約金額の 50% を超える業務

- ② 企画判断、管理運営、技術的助言などの統轄的かつ根幹的な業務
- (2) 再委託の相手方の制限
本契約の企画提案公募参加者であった者に契約の履行を委任し、請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。
- (3) 再委託の承認
契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。
なお、あらかじめ共同企業体の構成員として登録された者への業務の割り当て及び分担は再委託には該当しないものとする。
- 【その他、簡易な業務】
- ア 資料の収集、整理
 - イ 複写・印刷・製本（リーフレット等の広報物のデザイン・制作を含む）
 - ウ 原稿・データの入力および集計
 - エ その他、上記以外に県と別途協議を行った業務
- (4) 受託者が第三者と連携、協働又は再委託（以下「連携等」という。）により業務の遂行を図るときは、当該第三者に生じる謝金、交通費、再委託料等については、受託者が責任をもって必要な精算を行うこと。
- (5) 受託者が第三者との連携等により業務の遂行を図る場合において、当該第三者の業務に関して不法行為責任が生じた場合は、受託者が責任をもって処理すること。

9 成果品の提出

- (1) 成果品
委託業務で実施された事項は、すべて成果事項として取りまとめるものとする。
- ア 業務実施報告書及び概要版（業務内容(3)に掲げる基礎資料及び課題提言の内容を含む）各1部
 - イ 業務実施報告書及び概要版の電子データ1枚（DVD-R、DVD-ROM又はその他県が指定する電子媒体※印刷できる様式）
 - ウ 本委託業務に関連して制作した制作物（制作等に要したデータ等を含む）
 - エ その他県が必要と認める書類等
- (2) 著作権及び成果物の利用等
- ア 知的財産権の帰属
本事業の実施に伴い新たに生じた発明、考案、意匠、著作物等の知的財産権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、実証終了後の自立的な社会実装・事業化を促進する観点から、原則として受託者に帰属するものとする。
 - イ 成果物等の所有権及び県の利用権
前号の規定にかかわらず、本委託業務において収集・蓄積された実証データ、アンケート結果、及び業務実施報告書等の成果品の所有権は、県に帰属する。
県は、次年度以降の市町村事業への接続、政策立案、P F S導入可能性調査及び本事業の成果普及等の公共の目的のために、成果品等は無償かつ自由に利用（複製、公開、送信、翻訳、翻案等を行い、又は市町村等の第三者へ開示・提供・利用許諾すること）ができるものとする。また、受託者は、当該成果物に関し、県及び県が指定する第三者に対して著作権人格権を行使しないものと

する。

ウ 成果の公表・公開の範囲

本事業の成果を外部へ一般公開（Webサイトへの掲載や成果報告会での発表等）する際の情報の範囲については、受託者の独自のノウハウや企業秘密、個人情報等の保護に配慮し、原則として一般公開用の仕様（概要版など）にとどめるものとする。詳細な内容の公表・公開の範囲及び方法については、あらかじめ受託者と県が協議の上、決定するものとする。

エ 第三者の権利の保護

業務の執行にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

10 その他

- (1) 受託者は、業務の遂行にあたり知り得た個人情報及び業務上の秘密（市町村等関係機関に関する情報を含む）を、関係法令に即して適切に管理し、第三者に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。なお、この秘密保持義務は、本契約終了後も存続するものとする。
- (2) 受託者は、この仕様書に基づき、県と緊密に連携し、連絡を取り、その指示に従うこと。この仕様書のほか、事業の目的を達成するために必要な事項については、県と受託者の双方で協議することとする。
- (3) 受託者が業務を遂行するに当たり必要となる全ての経費は、契約金額に含まれるものとし、県は契約金額以外の費用を負担しないものとする。
- (4) 契約締結後、県が必要と認めるときは、委託期間の中途において委託業務の実施に要する経費として支払うこと（以下「概算払い」という。）ができる。概算払いは原則として2回までとする。
- (5) 委託料の額は業務完了報告後の県の完了検査をもって確定する。確定額は、委託業務の実施に要した経費の額と契約金額のいずれかの低い額とする。